

2023 年 4 月版

ゆうゆうじかん
悠々時間
アドバンス

積立利率金利連動型年金（AⅡ型）



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット
(契約概要／注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

お申込みに際しましては、必ず「**契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット**」「**ご契約のしおり・約款**」をあわせてご覧ください。くわしくは、販売資格を持った**生命保険募集人**にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する 個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からの お知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 <u>預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。</u>
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 ☎0120-037-560 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕
みずほ証券株式会社

〔引受保険会社〕
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jp

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	7
■ お客さまへの送付書類のご案内	23
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

Point
1

固定利率で

据置期間中も年金受取期間中も、ご契約時に設定される積立利率（固定利率）で運用されます。

Point
2

好きなときに

0年から10年まで1年
据置期間。すぐに*受取る
* 最短でご契約の2ヵ月後からお受取

単位で選べる
ことも可能です。
りいただけます。

※年金受取開始年齢は最長90歳までとなります。

Point
3

好きな方法で

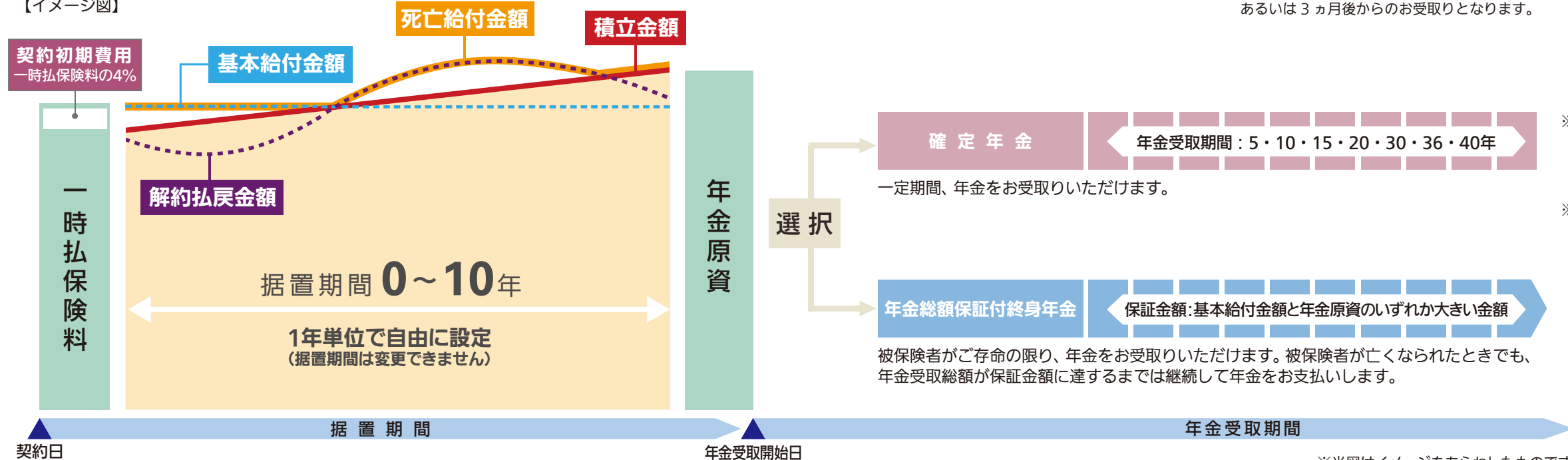
選べる年金受取方法。年金種類、受取期間、1年間の受取回数が自由に選べます。
みずほ証券口座でもお受取り可能です。

〈1年間の年金の受取回数〉

年1回払 年2回払 年4回払 年6回払 年12回払

※ 据置期間0年（即時払年金特則付加）の場合、確定年金はご選択いただけません。
※ 年6回払の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます（年金額によっては選択できない場合もあります）。
※ 据置期間0年（即時払年金特則付加）の場合、年1回払はご選択いただけません。なお、年2回払は6ヵ月後、年4回払は3ヵ月後、年6回払は2ヵ月後からの年金受取となります。年12回払の場合、初回の年金は2回目の年金とあわせて、2ヵ月後からの受取りとなります。また、年6回払のうち、奇数月受取を選択される場合、契約日に応じて、2ヵ月後あるいは3ヵ月後からの受取りとなります。

【イメージ図】



この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

● 市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、ニッセイ・ウェルス生命所定の方法により計算された積立利率で運用される年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

● お客さまにご負担いただく費用について

- ご契約時の費用（ご契約の締結等に必要な費用） 契約初期費用として、一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。
- 据置期間・年金受取期間中の費用 契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

● 左記市場リスク以外で次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

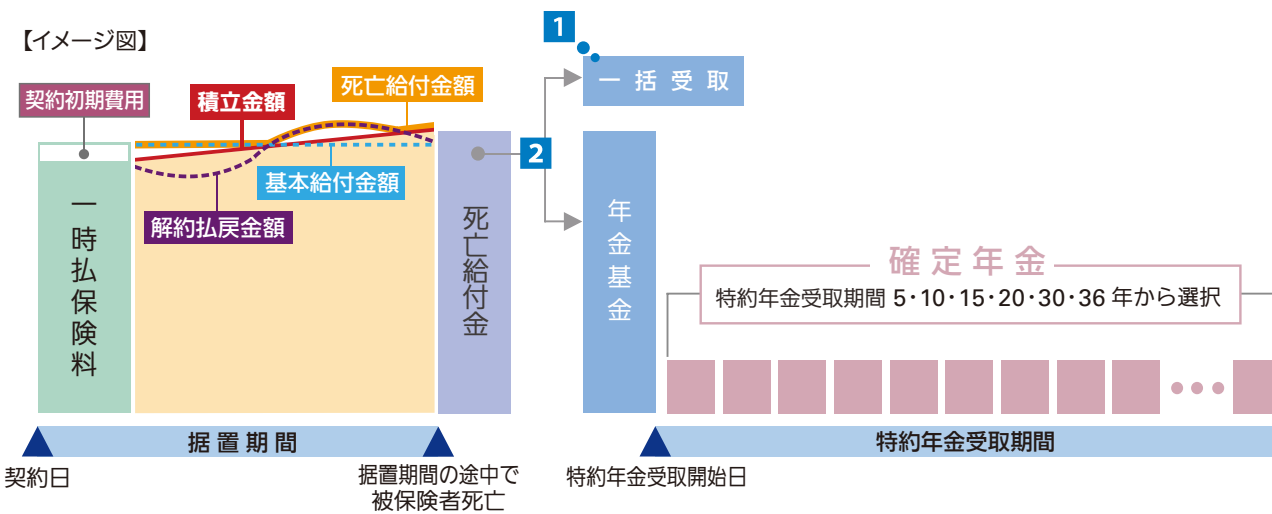
もしも 1 「据置期間中」に被保険者が万一のとき

1 死亡給付金は一括でお受取りいただけます。

基本給付金額または被保険者が亡くなられた時点の積立金相当額、解約払戻金相当額のいずれか大きい金額を死亡給付金として死亡給付金受取人が一括でお受取りいただけます。
死亡給付金受取人は、3 親等以内のご親族の範囲で複数名ご指定いただけます。

2 年金でもお受取りいただけます。

- 新遺族年金支払特約を付加することで、死亡給付金をもとに年金基金を設定し、年金（確定年金）でお受取りいただくこともできます。
 - 新遺族年金支払特約を付加した場合、死亡給付金は受取人ごと一括受取、年金受取が選びいただけます。また、一括受取と年金受取の組み合わせも可能です。
 - 特約年金種類は確定年金（特約年金受取期間：5・10・15・20・30・36 年）のみとなります。
- ※ 1 回の特約年金額が 10 万円未満となる場合、特約年金のお受取りはできません。



ご注意

- 新遺族年金支払特約の特約年金額は、基礎率（年金基金の設定時点の予定利率）等に基づいて、年金基金の設定時点に算出されます。
- 死亡給付金の免責事由（責任開始の日からその日を含めて 3 年以内の被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

もしも 2 「年金受取期間中」に被保険者が万一のとき（被保険者＝年金受取人の場合）

1 残りの期間の年金*をお受取りいただけます。

継続年金受取人を指定することにより、年金受取人の 3 親等以内のご親族のうち 1 名に限定して年金受取を引き継ぐこともできます。

* 確定年金の場合は残りの年金受取期間、年金総額保証付終身年金の場合は年金受取総額が保証金額に到達するまで引き続き年金をお受取りいただくことができます。



ご確認ください

年金総額保証付終身年金をご選択の場合、年金受取総額が保証金額に達した後に被保険者が亡くなられたときには、ご契約は消滅し、継続年金受取人への年金支払はありません。

2 年金にかえて、死亡一時金でもお受取りいただけます。

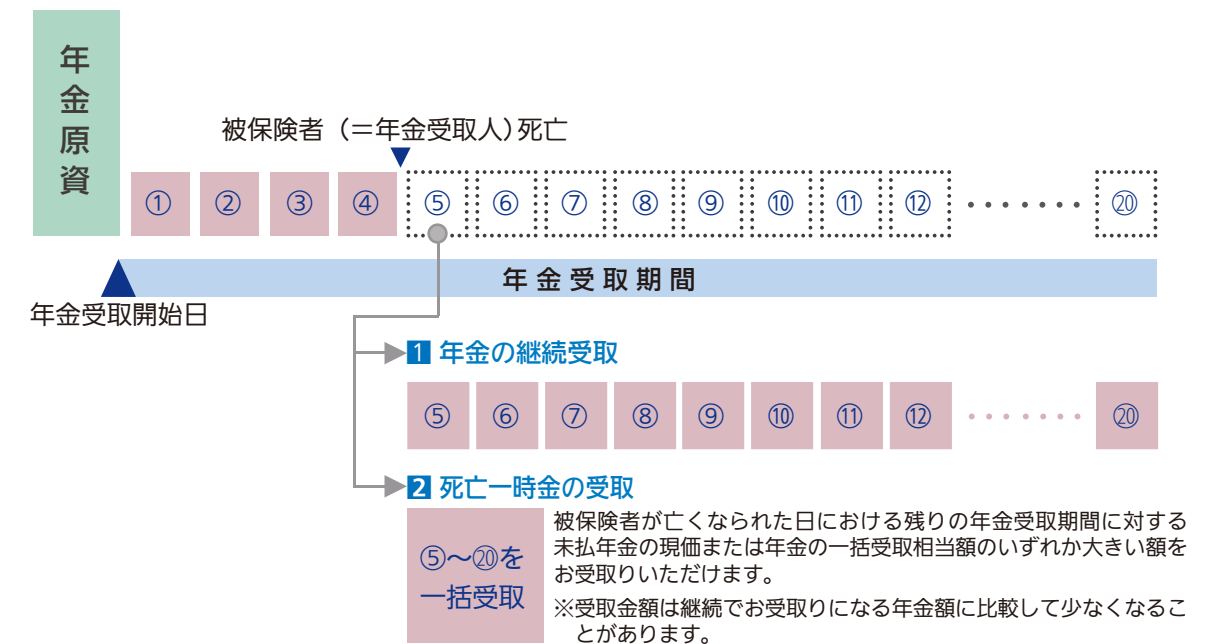
※ 年金総額保証付終身年金の場合、死亡一時金はありません。



ご注意

年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

【イメージ図】 20 年確定年金の場合



確定年金で年金原資が一時払保険料を上回っている場合は、死亡一時金額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を上回ります。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する 手続きの代理	保険金等の 請求の代理	契約内容照会
保険契約者 代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。 ※年金開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	⊕ ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理 請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとめた
お金が必要だけど
認知症で解約の手続きが
できない…
どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
手続可能です。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、
契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契
約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には
ご家族登録制度が
付帯されます。

「ご家族登録
制度利用規程」
はコチラ



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
☐ 保険証券再発行 ☐ 住所変更 ☐ 減額・解約 ☐ 死亡給付金の請求 (死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合) 等	☐ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 ☐ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 ☐ 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります（例：解約等の出金を伴うお手続き）。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で
意識がないため
年金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
請求可能です。

ただし、年金は指定代理請求人の口座では
お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B	B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

- ①契約者の戸籍上の配偶者 ②契約者の直系血族 ③契約者の兄弟姉妹
④契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族

上記のほか、契約者と次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

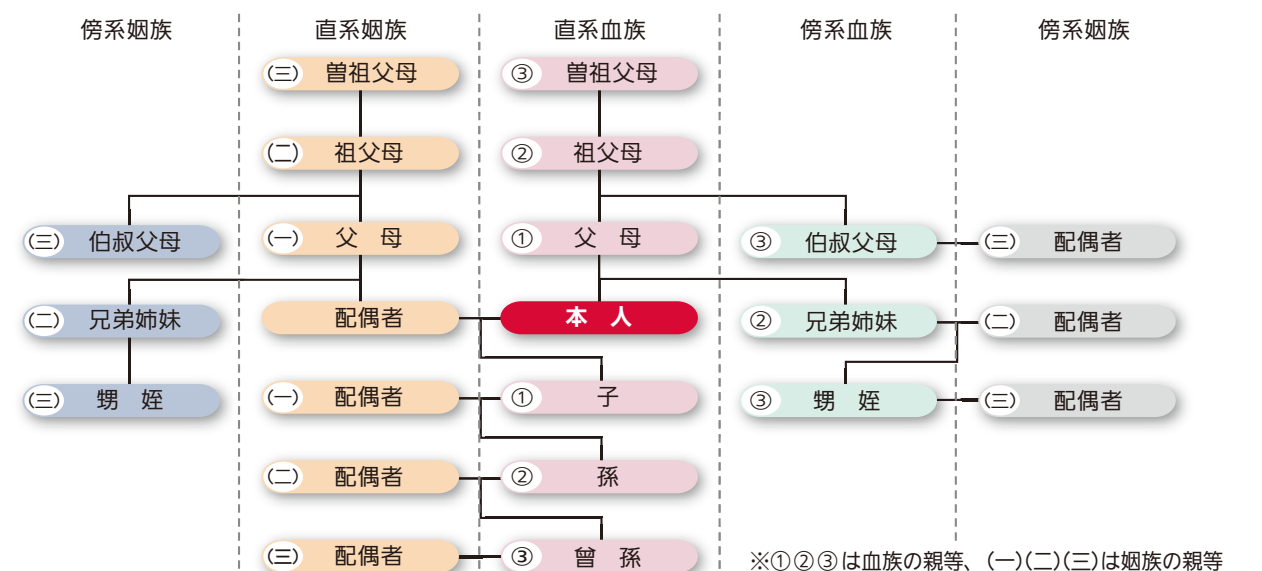
- ⑤契約者と同居または生計を一にしている人 ⑥契約者の財産管理を行っている人
⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※指定代理請求人については、上記の「契約者」を「被保険者」に読み替えます。

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3 親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、円建の保険料一時払の定額年金保険です。

正式名称：積立利率金利連動型年金（AⅡ型）

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-037-560（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

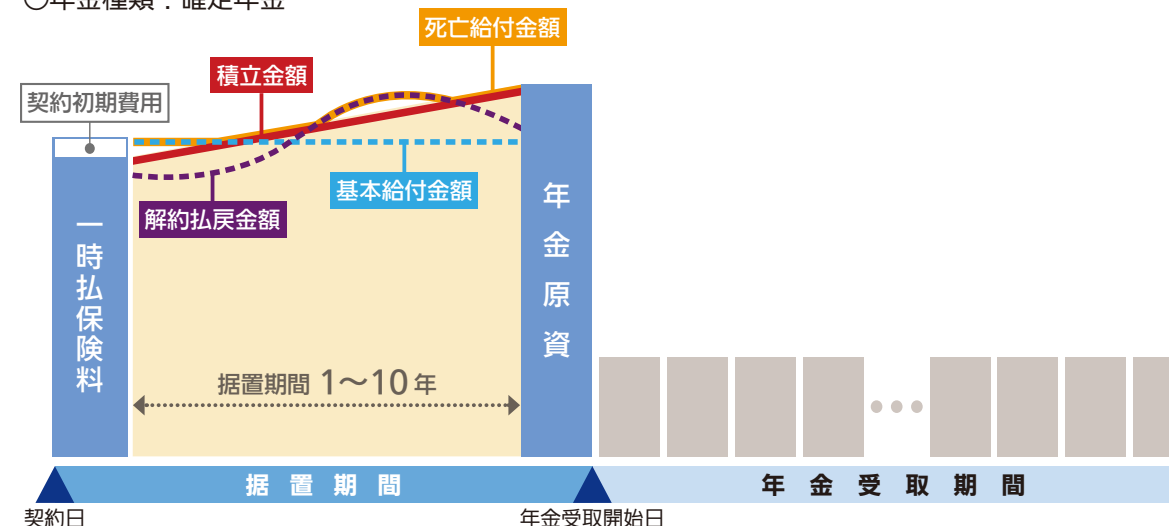
2 この保険のしくみについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、将来の年金額がご契約時点で確定します。
- 確定年金の場合
据置期間経過後、指定された年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受取りいただけます。
- 年金総額保証付終身年金の場合
最短でご契約の2ヵ月後*から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り一定額の年金をお受取りいただけます。また、被保険者の生死にかかわらず、お受取りいただく年金総額は、一時払保険料相当額（基本給付金額）が最低保証されます。
*据置期間が0年で、年金の受取回数が年6回払または年12回払の場合となります。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。

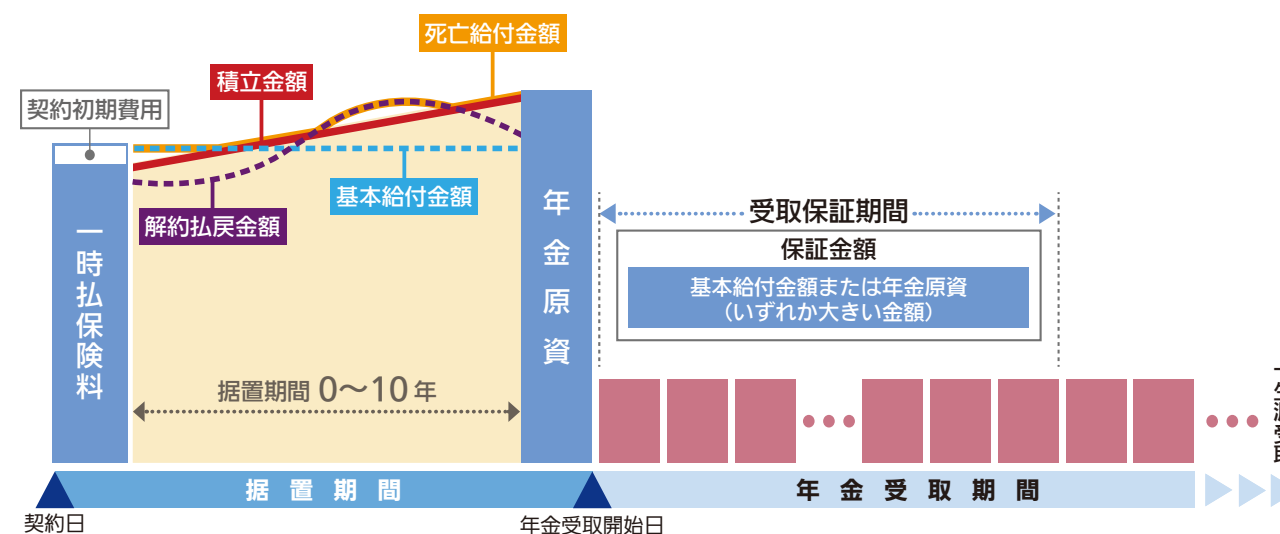
【しくみ図】

契約初期費用（年金種類共通）：一時払保険料の4%

○年金種類：確定年金



○年金種類：年金総額保証付終身年金



※上記の図はイメージをあらわしたものです。

3 この保険の市場リスクについて

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金種類の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは👉 **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

■積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受取った日を指します。

■積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	年金の種類、据置期間、年金受取期間、ご契約時の年齢等に基づき定まる当社所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（−0.5%～+1.0%の範囲内で設定）	
保険契約関係費率	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡給付金のお支払いに必要な費用

■適用された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて一定です。

■据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。
そのため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

年金種類	確定年金		年金総額保証付終身年金
契約年齢 (被保険者の満年齢)	0～89歳		6～89歳
据置期間	1～10年(1年単位)		0～10年(1年単位)
一時払保険料／年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
	①一時払保険料	最低	200万円(1万円単位)
		最高	契約年齢が70歳以上の場合 5億円*
	②年金額	最低	10万円
		最高	3,000万円*
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族		
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。		
年金受取人	契約者または被保険者		
継続年金受取人	・年金受取期間中に年金受取人が亡くなった場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受取りいただけます。 ・継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。		
その他取扱について	・据置期間の延長・短縮のお取扱いはありません。 ・基本給付金額の増額のお取扱いはありません。		

*同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

※具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取扱いについて

■ 次の年金種類からご選択いただけます。

年金種類	年金受取期間／保証金額
確定年金	年金受取期間：5・10・15・20・30・36・40年
年金総額保証付終身年金	保証金額：基本給付金額と年金原資のいずれか大きい金額

※年金受取開始年齢は、1歳（終身年金は16歳）～90歳となります。なお、年金受取期間または受取保証部分の期間満了時の被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

※年金受取開始日において年金額が10万円に満たない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金受取開始日前日末の積立金（年金原資）に市場価格調整を適用した金額をご契約者にお支払いしてご契約は消滅します。

■ 年金のお受取りにかえて一括でお受取りいただくこともできます。ただし、この場合、市場価格調整が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。

■ 1年間の年金の受取回数は、次の中からご選択いただけます。

受取回数	年1回払	年2回払 (6ヵ月ごと)	年4回払 (3ヵ月ごと)	年6回払 (2ヵ月ごと)	年12回払 (1ヵ月ごと)
1回の最低受取額	10万円	5万円			3万円

※据置期間0年（即時払年金特則付加）の場合、年1回払はご選択いただけません。

※年6回払の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例
死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ・基本給付金額 ・積立金相当額 ・解約払戻金相当額	・責任開始の日からその日を含めて 3年以内に被保険者が自殺した場合 ・ 重大事由によりご契約が解除された場合 等

10 特約について

新遺族年金支払特約

死亡給付金の全部または一部を、年金で受取ることができます。

年金種類は、確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・30・36年）となります。

※特約年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※特約年金額が10万円に満たない場合には、主契約の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いして、この特約は消滅します。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

※据置期間0年の場合、「即時払年金特則」が適用となります。

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

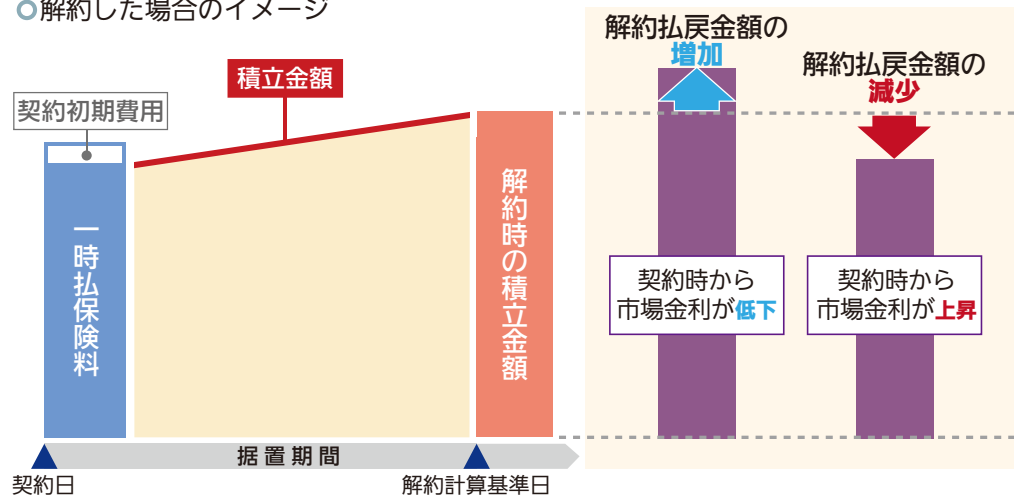
11 解約等について

- 据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- 基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で年金額および積立金額についても減額されます。
減額は、下記の①②を満たす範囲内での取扱いとなります。

①最低基本給付金額	200万円
②最低年金額	10万円

- 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受取りいただくことができます。
- **解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約した場合のイメージ



- 解約時や年金の一括受取時の積立利率が、契約時の積立利率より上昇または0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は、その時点の積立金額や未払年金の現価よりも減少し、0.1%超低下した場合には増加します。

＜計算方法＞

【解約時（据置期間中）】

解約払戻金額は、解約計算基準日*1における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日*1における次の金額となります。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{所定の未払年金の現価}^{*2} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

*1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。

*2 所定の未払年金の現価とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

- ・確定年金：残余年金受取期間に対する未払年金の現価
- ・年金総額保証付終身年金：受取保証部分の未払年金の現価（据置期間0年の場合、年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価を含みます）

○市場価格調整率は、次のとおり計算します（上限は40%、下限は－40%となります）。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + \text{計算基準日}^{*1} \text{の積立利率} + 0.1\%^{*2}} \right]^{\text{所定の月数}^{*3} / 12}$$

*1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。

*2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。

*3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了または受取保証部分の期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「計算基準日の積立利率」が「契約日の積立利率」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。
例えば、解約計算基準日の積立利率と契約日の積立利率が1.50%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.37%	1.27%	1.17%	1.08%	0.98%	0.88%	0.78%	0.69%	0.59%	0.49%

※年金の種類：10年確定年金、据置期間：10年で計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

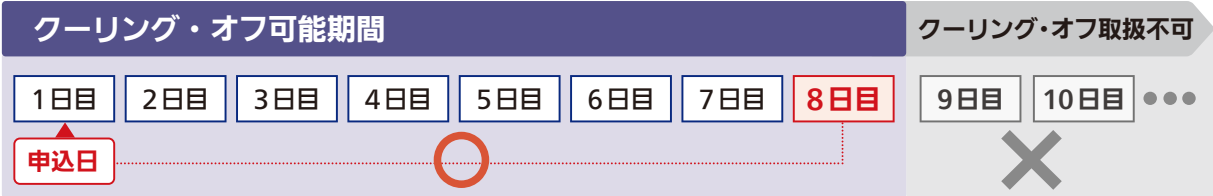
契約初期費用以外に据置期間・年金支払期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

⚠️ 解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額、年金種類の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等や変更後の年金原資が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。
- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
- **次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**
 - ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
 - ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
 - ③ 既契約の内容変更である場合
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

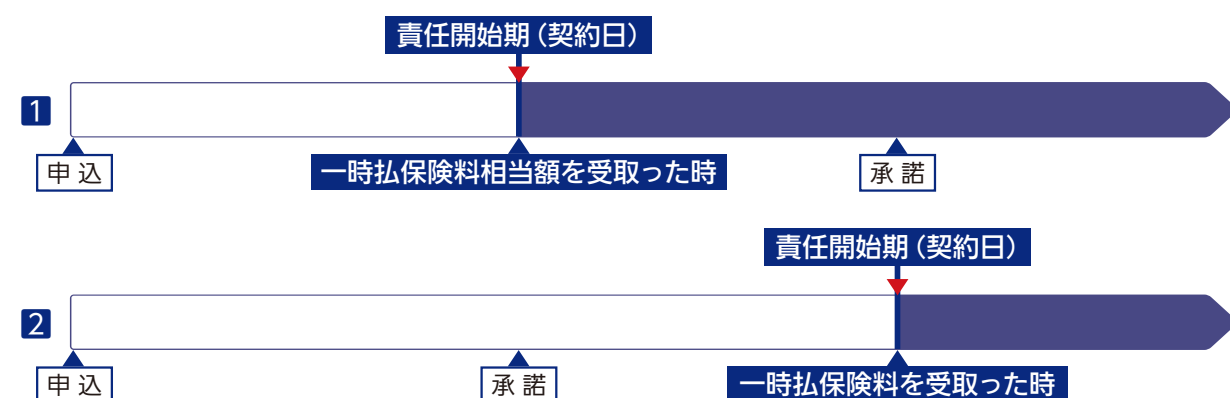
■ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について[責任の開始]

■当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。



■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

- 解約した場合、ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。
また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  **契約概要** **11** **解約等について** をご覧ください。

- 年金支払開始日前日に、年金の種類等を変更した場合、年金原資は市場価格調整を適用して計算されるため、その金額は増減します。したがって、変更後の年金原資は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

7 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

9 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

10 税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。

＜ご契約時＞

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

＜年金支払開始日前＞

解約払戻金（解約差益）に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋ 住民税
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）＋ 住民税	

※年金総額保証付終身年金（据置期間0年）の場合、契約日が年金支払開始日となるため、解約の取扱はありません。

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

※年金総額保証付終身年金（据置期間0年）の場合、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金の取扱はありません。

＜年金支払開始日以後＞

年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）＋ 住民税	所得税（一時所得）＋ 住民税
年金総額保証付終身年金		所得税（雑所得）＋ 住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

11 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

0120-037-560

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

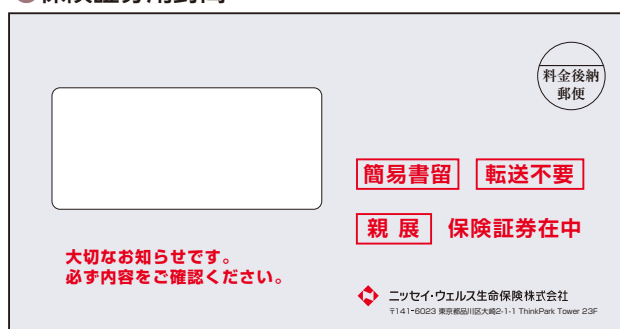
ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、
内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

ご契約成立時 保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。
ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

●保険証券用封筒



据置期間中 ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末*に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。
ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

*円建年金(AⅡ型)の場合：契約応当日の前々月末

年金受取開始時 年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。
年金受取の予定(受取回数・受取日・年金額等)をご確認いただけます。

年金受取期間中 年金お支払い状況のお知らせ

毎年12月または翌年1月*に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。毎年1月～12月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。

税務の申告時にご活用いただけます。

*12月にお受取りの可能性のあるご契約については、翌年1月にお送りします。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

💡 WEB版の特長 ・常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

📱 スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合
※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。



💻 ホームページから閲覧する場合

1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版」ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命
カスタマーサービスセンター



0120-037-560

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。